

一般社団法人滋賀県造林公社における 令和 6 年度経営状況および経営評価について

1 報告案件

(1) 公益法人等の経営状況説明書（議案書）

報告根拠	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項
報告内容	- 令和 7 年度事業計画 - 令和 6 年度事業報告（決算）

(2) 一般社団法人滋賀県造林公社の令和 6 年度中期経営改善計画に関する経営評価結果（議案書）

報告根拠	一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例第 4 条第 2 項														
報告内容	毎事業年度終了後、公社が事業の実施状況等について自己評価を行い、県が必要な指導および助言を行った結果について、報告する。														
評価方法	<pre> graph LR KC[県議会] CH[知事] ZL[造林公社] CH -- "(1)経営に関する計画の策定・報告" --> ZL ZL -- "指導・助言(2)" --> CH CH -- "(3)経営評価の結果報告" --> ZL ZL -- "指導・助言(4)" --> CH CH -- "(1)(2)(3)(4)の報告" --> KC </pre> 【評価方法】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価方法の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)</td><td> - 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 - 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 - 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記 </td></tr> <tr> <td>②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)</td><td> - 小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価 </td></tr> <tr> <td>③全体評価（令和 6 年度事業の総括）</td><td> - 大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。 </td></tr> </tbody> </table> - また、評価に当たっては、外部有識者で構成する経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえる。 <table border="1"> <tr> <td>開催日</td><td>令和 7 年 6 月 24 日</td></tr> <tr> <td>議事内容</td><td>公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）</td></tr> </table>	評価項目	評価方法の概要	①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)	- 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 - 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 - 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記	②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)	小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価	③全体評価（令和 6 年度事業の総括）	大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。	開催日	令和 7 年 6 月 24 日	議事内容	公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ	委員	委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）
評価項目	評価方法の概要														
①小項目別評価 (中期計画の各章の個別取組を評価)	- 各取組で掲げる計画の達成度を「○」、「×」で評価し、併せて達成率を付記 - 各取組の評価結果について要因分析を行い、「×」評価の場合は、今後の対応策を記載 - 各取組が寄与する分野（「公益的機能の発揮」、「収益の確保・向上」、「滋賀県の森林・林業への貢献」）を表記														
②大項目別評価 (中期計画の各章を評価)	小項目別評価の全ての取組が計画を達成できれば「○」評価、ひとつでも達成できない取組があれば「×」評価														
③全体評価（令和 6 年度事業の総括）	大項目別評価を踏まえて当該年度の取組状況と次年度に向けた取組方針を総括する。														
開催日	令和 7 年 6 月 24 日														
議事内容	公社経営評価案の検証、評価案に対する評価委員会意見のとりまとめ														
委員	委員長：栗山 浩一（京都大学大学院教授）、委員：小杉 緑子（京都大学大学院教授）、委員：土井 裕明（弁護士）														

(3) 出資法人等の経営評価（添付資料）

報告根拠	出資法人への関与に関する要綱第 5 条
報告内容 ・ 評価方法	出資法人への県の人的・財政的関与の状況を示すこと等を目的に、出資法人の経営状況を 5 つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）で評価し、その結果を報告する。

2 一般社団法人滋賀県造林公社について

○ 設立年月日：昭和 40 年 4 月 1 日

○ 所在地：大津市松本一丁目 2 番 1 号（大津合同庁舎内）

○ 設立目的

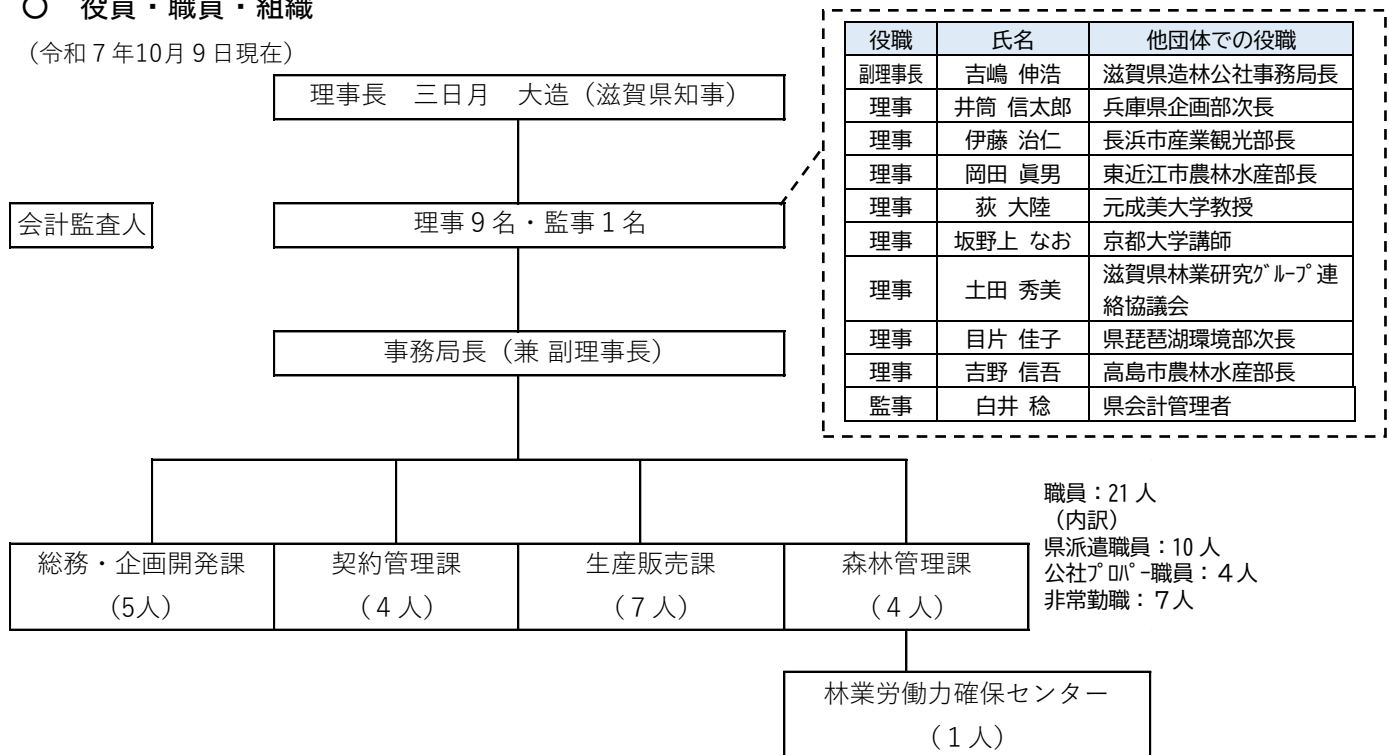
分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心で豊かな生活の確保、産業の発展に寄与すること。

○ 役割

- ・ 「分収林特別措置法」に基づく 森林整備法人
- ・ 「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づく 林業労働力確保支援センター

○ 役員・職員・組織

（令和 7 年 10 月 9 日現在）



○ 社員

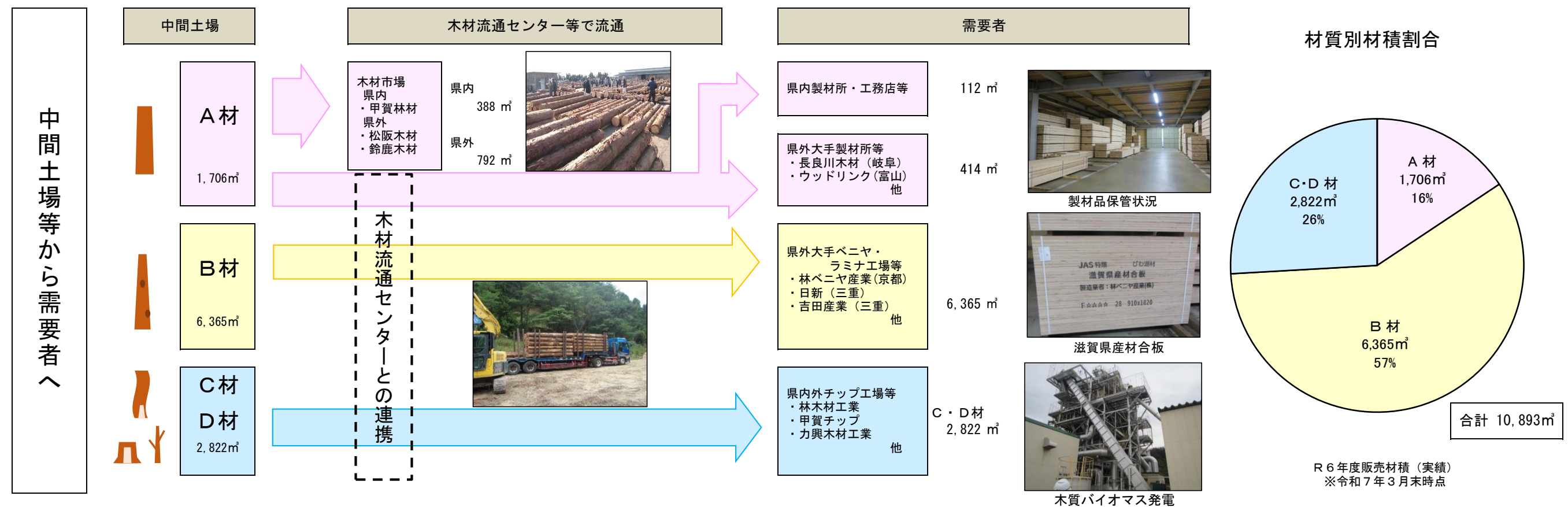
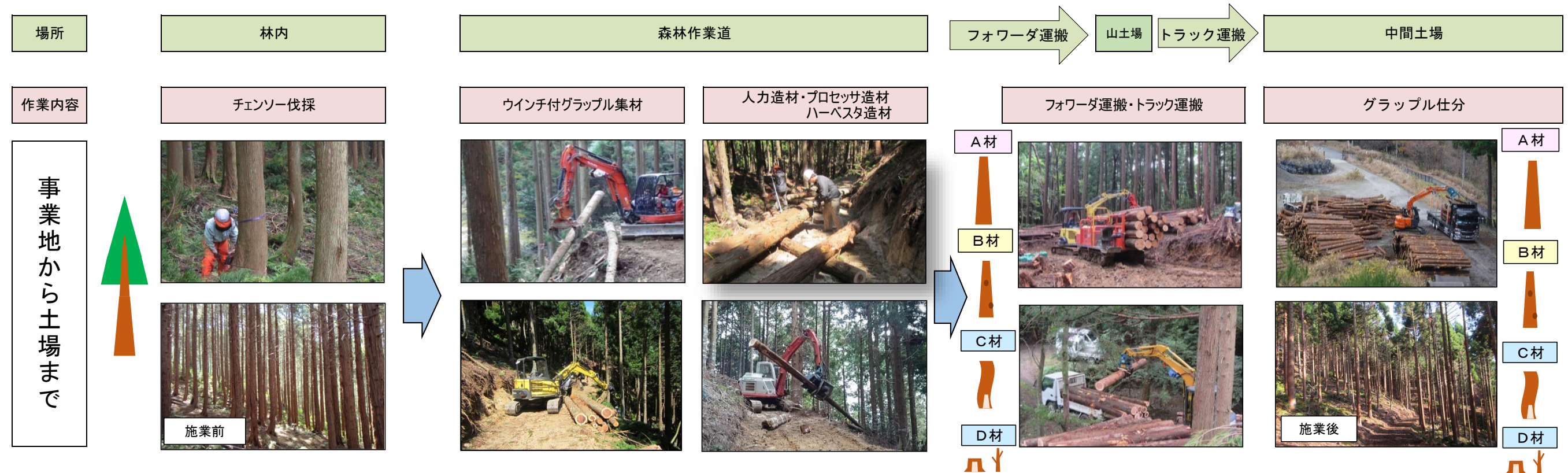
社員	出資額	出資構成比
滋賀県	18,000 千円	83.3%
県内 13 市町（大津市、彦根市、栗東市、湖南市、甲賀市、東近江市、米原市、長浜市、高島市、日野町、愛荘町、甲良町、多賀町）	2,900 千円	13.4%
滋賀県森林組合連合会	100 千円	0.5%
兵庫県	600 千円	2.8%
計	21,600 千円	100.0%

3 造林公社に係るこれまでの主な経過について

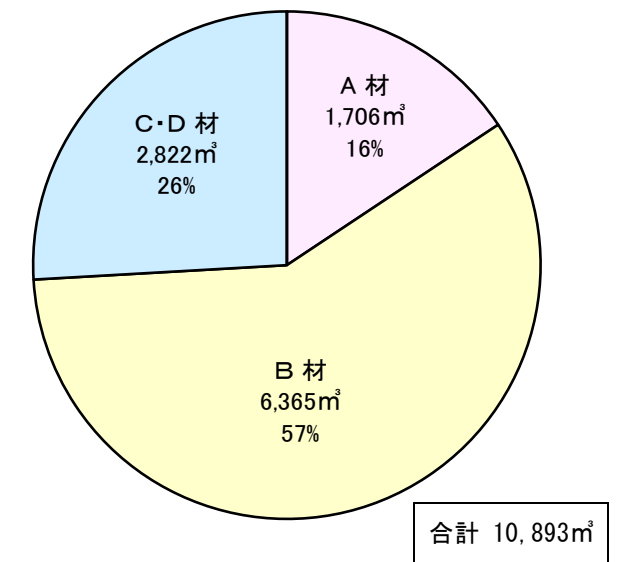
年 月	概 要
昭和 40 年 4 月	(社) 滋賀県造林公社の設立
昭和 49 年 3 月	(財) びわ湖造林公社の設立
	事業費の高騰 (S48～) 木材価格の下落 (S55～) 国の拡大造林施策の推進や琵琶湖の水源涵養のために分収造林事業を実施。 社会経済情勢等の変化により、予定された間伐収入を得ることができず、利息を含む両公社の債務残高は、平成 18 年度末には約 1,057 億円となった。
平成 19 年 11 月	両公社が、債権者（公庫、滋賀県、下流団体）を相手方に特定調停を申立て
平成 20 年 9 月	公庫債務について、滋賀県が免責的債務引受を行った
	平成 20 年度～令和 31 年度の 42 年間にわたり、利息を含め総額 690 億円を公庫に償還中。
平成 21 年 3 月	社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（いわゆる関与条例）を制定
	県が公社に対する特別な関与（指導助言等）を行うことにより、公社の健全な経営の確保や、県財政の健全化等を目的に制定。
平成 21 年 9 月	造林公社問題検証委員会による報告
	経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、議会への説明責任を果たすとともに抜本的改革につなげるため、約 1 年間の議論を経て、知事へ報告書を提出。
平成 23 年 3 月	特定調停の成立
	公社は、総額 956 億円（滋賀県：782 億円、下流団体：174 億円）の債務を免除。 残債務額が、本県に対して約 186 億円、兵庫県に対して約 2 億円に確定。
平成 23 年 9 月	「長期経営計画」および「第 1 期中期経営改善計画」を策定
	関与条例に基づき、経営に関する計画を策定。
平成 24 年 3 月	(財) びわ湖造林公社を吸収合併
平成 25 年 4 月	一般社団法人に移行し、(一社) 滋賀県造林公社となる
平成 28 年 3 月	「第 2 期中期経営改善計画」(H28～R2) を策定
	これまでの植栽・保育期間から木材の生産・販売の期間へ移行。
令和元年 10 月	滋賀県が「公社造林のあり方」を取りまとめ
	外部識者による公社造林のあり方検討会 (H30. 11. 15～R1. 8. 9) の意見を踏まえ、「公社造林のあり方」に関する本県の考えを整理。
令和 3 年 3 月	「第 3 期中期経営改善計画」(R3～R7) を策定
	「公社造林のあり方」等を踏まえ、公益的機能の発揮と伐採収益確保の両立を図る。
令和 5 年 10 月	包括外部監査において、公社の経営問題に対し重大な指摘
令和 6 年 2 月	滋賀県が造林公社のあり方の抜本的見直しを表明
令和 7 年 9 月	滋賀県分収造林事業あり方検討会が「滋賀県分収造林事業のあり方」をとりまとめ
	外部識者による滋賀県分収造林事業あり方検討会が、全 5 回 (R6. 9. 13～R7. 9. 1) の議論を踏まえ、検討会のとりまとめを報告

木材流通図（令和6年度）

（一社）滋賀県造林公社

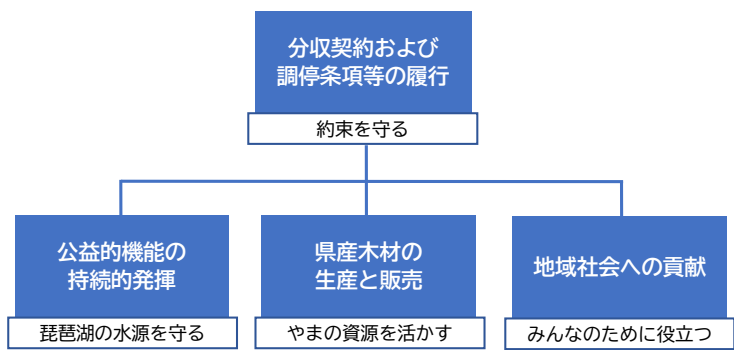


材質別材積割合



R6年度販売材積（実績）
※令和7年3月末時点

《公社の役割》



※令和元年10月に当課が取りまとめた「公社造林のあり方」において公社の役割を整理

H23.9 長期経営計画における森林区分

継続林	10,418ha	⇒ 抜き伐り方式で木材生産
解約林	8,979ha	⇒ 環境林整備で天然林化
合計	19,397ha	

《施業内容例》

高島市 地子原（谷所谷）



プロセッサを活用し効率の良い造材を実施
C材も含めた木材生産により、事業実施当初から増産

大津市 上龍華（高庭）



「伊香立市民センター」の新築にあたり、注文に合わせた末口径、材長の丸太の生産、納品を実施

東近江市 箕川（大山谷）



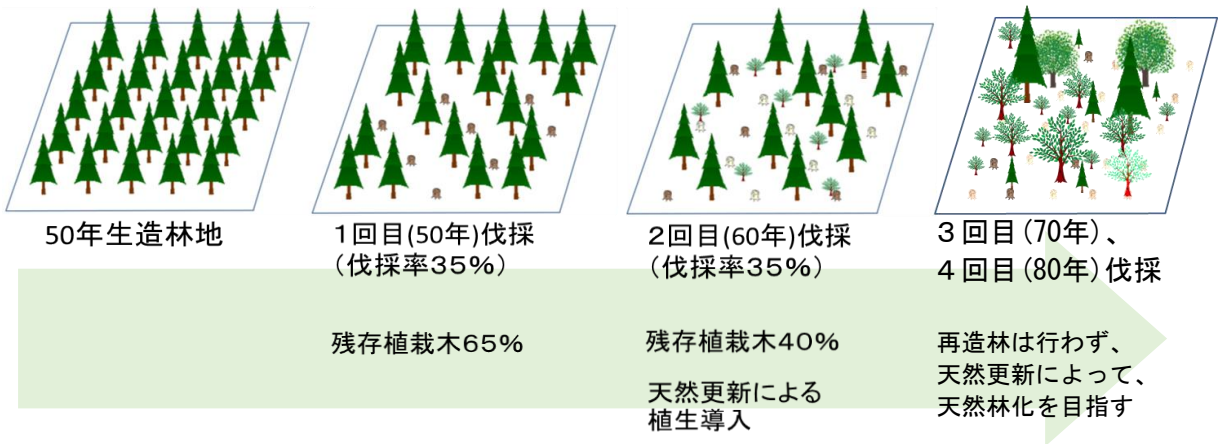
東近江市の「100年の森づくりビジョン」に基づく生物調査（間伐後の行動調査の実施）に協力

甲賀市 瀬音（乙羽谷）



隣接する林地および林道の通行に協力を得て、事業地に至る進入距離や素材運搬距離を短縮

《施業方法》



※公益的機能の発揮に配慮し、事業地全体を10年間隔で4回に分けて伐採（抜き伐り）

《令和6年度実績》

木材生産概要

事業箇所数	23箇所
伐採面積	47.63ha
木材生産量	10,892m ³
伐採収益	82,103千円

償還財源（令和7年6月末に弁済）

滋賀県	68,320千円
兵庫県	871千円

弁済状況（令和7年6月末時点）

滋賀県	弁済累積額	560,484千円
	残債務額	18,056,354千円
兵庫県	弁済累積額	14,585千円
	残債務額	179,511千円

令和6年度決算状況

○正味財産増減計算書（概要）（単位：円）

科目	本年度	前年度	比較
(1)経常収益			
事業収益	131,929,338	185,090,584	-53,161,246
受取補助金	182,234,395	149,297,656	32,936,739
受取出資金	211,477,000	210,374,000	1,103,000
その他	3,381,375	2,028,623	1,352,752
経常収益計	529,022,108	546,790,863	-17,768,755
(2)経常費用			
事業費	529,428,993	527,106,526	2,322,467
管理費	25,113,468	25,200,099	-86,631
経常費用計	554,542,461	552,306,625	2,235,836
(3)その他の増減	9,892,951	19,966,683	-10,073,732
(4)当期正味財産増減額	-15,627,402	14,450,921	-30,078,323

●令和6年度は約1,600万円の赤字決算

○貸借対照表（概要）

科目	決算額	科目	決算額
資産の部		負債の部	
(1)流動資産		(1)流動負債	44,455,640
現金預金	56,726,371	(2)固定負債	
未収金	84,874,199	社員借入金	18,305,055,913
その他	6,571,869	分収造林事業損失引当金	57,523,888,634
流動資産計	148,172,439	その他	67,361,699
(2)固定資産		固定負債計	75,896,306,246
特定資産	335,551,616	負債合計	75,940,761,886
分収造林森林勘定	75,538,281,992	正味財産の部	
その他	38,145,735	(1)指定正味財産	10,000,000
固定資産計	75,911,979,343	(2)一般正味財産	109,389,896
資産合計	76,060,151,782	負債正味財産合計	76,060,151,782

その他経営の改善

公社林におけるCO ₂ 吸収認証量	1,080t-CO ₂
J-クレジット認証量	0t-CO ₂
J-クレジット販売量	397t-CO ₂

分収造林事業の変更・解約の状況

項目	令和6年度変更・解約面積	全体進捗率	長期経営計画の目標
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更	221ha	81.1%	100%
不採算林に係る分収造林契約の解約	351ha	80.8%	100%
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更	18ha	95.7%	100%

令和7年度 事業計画（概要版）

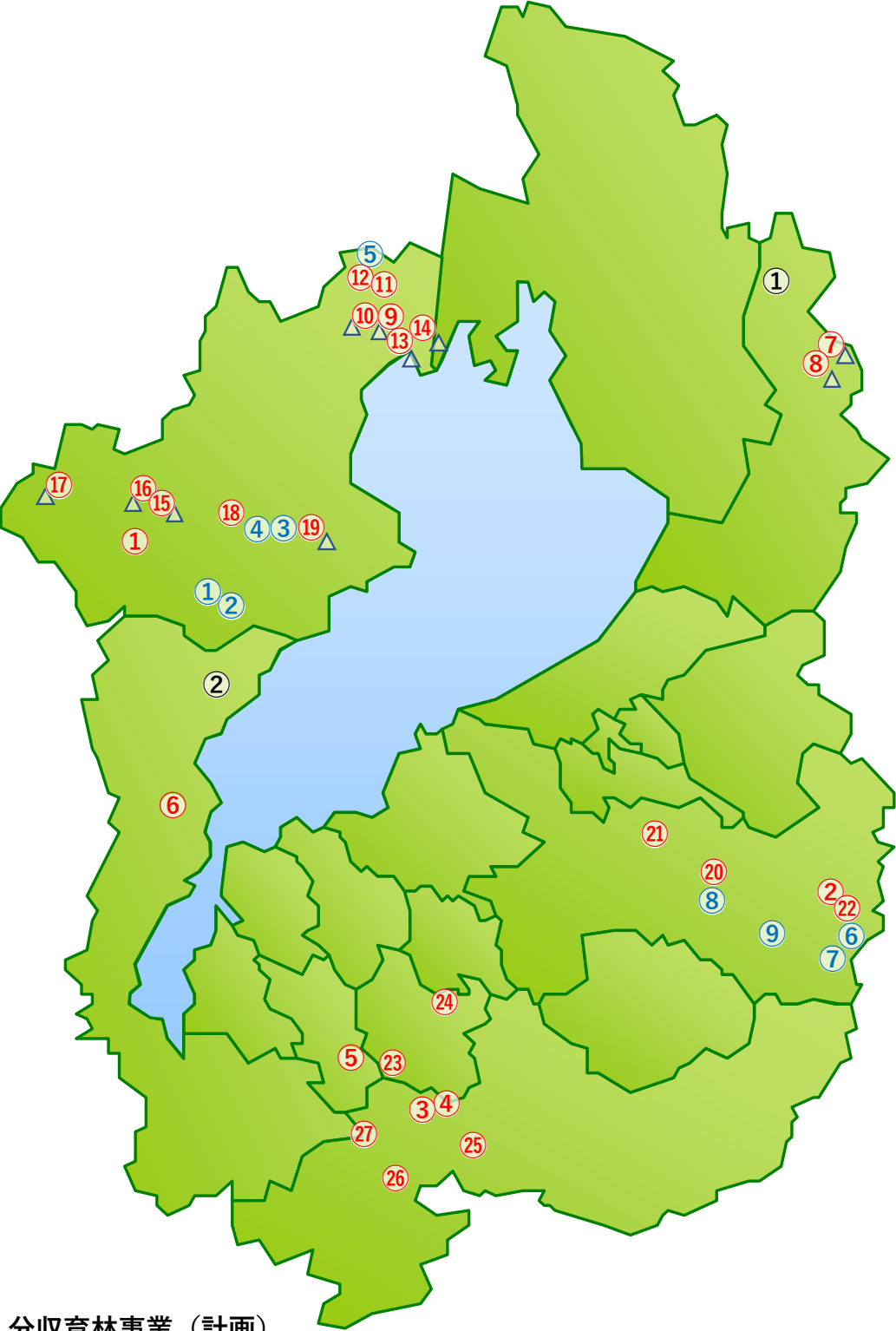
「公益法人等の経営状況説明書」 P 15～P 19

森林整備（計画）

No	事業地名	市町名	施業内容
①	畑（荒谷）	高島	保育間伐 病害虫獣防除
②	黒谷（三本木）	高島	保育間伐 病害虫獣防除
③	田中（阿弥陀山）	高島	保育間伐、枝打 病害虫獣防除
④	武曽横山（南谷）	高島	保育間伐、枝打 病害虫獣防除
⑤	在原（ウコ谷）	高島	病害虫獣防除
⑥	杠葉尾（赤坂谷）	東近江	保育間伐
⑦	杠葉尾（白滝）	東近江	保育間伐
⑧	高野（堂ノ後）	東近江	保育間伐
⑨	佐目（キダキ）	東近江	環境林整備
△	獣害の多い地域で実施 （主伐実施地で同時施工）	高島ほか	病害虫獣防除

分収造林事業（計画）

No	事業地名	市町名
①	R6から継続地子原（谷所谷）	高島
②	R6から継続黄和田（荒谷）	東近江
③	R6から継続宮町（鍋谷）	甲賀
④	R6から継続宮町（鍋谷）	甲賀
⑤	荒張（大谷）	栗東
⑥	上龍華（高庭）	大津
⑦	上板並（宇山）	米原
⑧	上板並（宇山）	米原
⑨	山中（滝谷）	高島
⑩	山中（滝谷）	高島
⑪	在原（東峠）	高島
⑫	在原（東峠）	高島
⑬	野口（桃谷）	高島
⑭	小荒路（万治）	高島
⑮	麻生（茂谷）	高島
⑯	麻生（横谷）	高島
⑰	能家（熊谷）	高島
⑱	柏（野海道）	高島
⑲	田中（阿弥陀山）	高島
⑳	高野（堂ノ後）	東近江
㉑	下一色（押立山）	東近江
㉒	黄和田（荒谷）	東近江
㉓	平松（谷中）	湖南
㉔	正福寺（宮ノ口）	湖南
㉕	塩野（奥山）	甲賀
㉖	勅旨（岩倉谷）	甲賀
㉗	黄瀬（角子2）	甲賀



分収育林事業（計画）

No	事業地名	市町名
①	奥伊吹清流の森	米原
②	比良緑風の森	大津

木材生産

（分収造林事業計画）

事業箇所数	27箇所
伐採面積	58.00ha
木材生産量	9,600m ³
伐採収益	45百万円

林業労働力対策事業

事業名	受託先	事業内容
林業労働力・担い手確保事業	滋賀県	林業求職者の相談業務、林業体験講習の実施等
林業就業支援事業	全国森林組合連合会	雇用管理改善の情報提供、相談、助言業務、就業者支援講習等
緑の雇用担い手対策事業	滋賀県森林組合連合会	林業事業体に対する監督・検査
林業労働力対策事業	－	林業労働力育成協議会の開催、全国支援センターへの参加等

その他経営の改善

項目	目標
公社林におけるCO2吸収認証量	775t-CO2
企業等と連携した森林づくりの取組数	7件
J-クレジット認証量	600t-CO2

収支予算書

（単位：千円）

科目	令和7年度	令和6年度	比較
(1)経常収益			
事業収益	138,075	130,692	7,383
受取補助金等	185,406	196,434	-11,028
受取出資金	199,753	211,477	-11,724
その他	1,982	1,904	78
経常収益計	525,216	540,507	-15,291
(2)経常費用			
事業費	578,005	572,595	5,410
管理費	25,831	24,807	1,024
経常費用計	603,836	597,402	6,434
(3)当期森林資産勘定振替額	1,263	1,190	73
(4)当期一般正味財産増減額	-77,357	-55,705	-21,652

●令和7年度は約7,700万円の赤字予想

一般社団法人滋賀県造林公社の令和 6 年度中期経営改善計画
に関する経営評価結果（概要版）

1 全体評価

大項目	評価	小項目の達成状況		評価対象外項目
		達成できた項目	／ 評価対象項目	
1 森林整備に関する事項	×	6項目	／ 7項目	1項目
2 木材の生産および販売に関する事項	×	4項目	／ 6項目	1項目
3 財務状況の改善に関する事項	×	3項目	／ 4項目	1項目
4 組織体制の改善に関する事項	○	1項目	／ 1項目	
5 その他経営の改善に関し必要な事項	×	2項目	／ 3項目	
計		16項目	／ 21項目	

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 評価が×である項目が多いが、これは計画策定時と比べて、A材・B材の木材価格が非常に高くなったこと等、大きな状況の変化に対応し、収益性等を考慮して取り組まれた結果であり、しっかりと状況の変化に対応していることはむしろ評価できる。

【県の指導および助言】

- ・ 引き続き経営評価を適切に実施し、経営評価委員会において出された意見を真摯に受け止めるとともに、公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立に努めること。また、公社の経営状況が県財政に多大な影響を与えることを念頭に、常に採算性の向上やコスト削減の意識を持ち、一層の経営改善に取り組むこと。

2 大項目別評価

大項目1 森林整備に関する事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①採算性判定の実施	収益	－	－	－	－％	
②保育間伐	公益的機能	110ha	131ha	○	119％	
③枝打	公益的機能	11ha	11ha	○	100％	
④病害虫獣防除	公益的機能	85ha	99ha	○	116％	
⑤環境林整備	公益的機能	100ha	27ha	×	27％	
⑥Ⅱ作業道開設	収益	15,000m	26,743m	○	178％	
⑦Ⅱ作業道拡幅・補修	公益的機能	200m	1,044m	○	522％	
⑧Ⅲ作業道開設・補修	公益的機能	300m	760m	○	253％	
小項目の達成状況		6項目／7項目（評価対象外：1項目）				
評価		「×」評価				

【公社自己評価】

- ・ 事業計画地を再精査し、想定以上に獣害や気象害による針広混交林化が進んでいたことから計画量を下回る結果となったが、今後は、航空レーザ計測等の最新データに基づき、効率的に現地調査を実施することで針広混交林化への誘導が必要な事業地の確保に努める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 環境林整備の達成率は非常に低いが、針広混交林化を図るという本来の目的は概ね達成されており、実際の評価は○に近い。

【県の指導および助言】

- ・ 公社管理の森林が公益的機能を有し、琵琶湖・淀川流域の産業活動や住民生活等に大きな役割を果たしていることを踏まえ、事業実施に当たっては、これらの公益的機能が持続的に発揮されるよう十分に配慮すること。

大項目2 木材の生産および販売に関する事項						
小項目	分野	計画	実績	評価	達成率	
①分収造林事業	収益	22 百万円	82 百万円	○	373%	
②モニタリング調査	公益的機能	12 箇所	12 箇所	○	100%	
③分収育林事業	収益	－	－	－	－%	
④木材流通センター連携した販売割合	収益	80%	95%	○	119%	
⑤びわ湖材証明の発行割合	森林・林業	100%	100%	○	100%	
⑥C材に特化した販売を行う事業地数	森林・林業	5 箇所	3 箇所	×	60%	
⑦木材生産から販売までの林業事業体への委託件数	収益	3 件	0 件	×	0%	
小項目の達成状況		4 項目／6 項目				
評価		「×」評価				

【公社自己評価】

- ・ 有利な販売先の確保に努めるとともに、近年バイオマス発電用の燃料として需要が高まっている林地残材の積極的な販売等により、伐採収益を大幅に増加させることができた。
- ・ 今後も引き続き、主目的である伐採収益の向上を目指して、木材を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応しながら、木材の生産および販売に取り組むとともに、県内の公共施設に公社材を積極的に供給するなど、地域の木材需要に対応する。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 評価は×だが、計画が達成できなかった2項目は、いずれもより収益を向上させるよう事業を実施したことが原因であり、収益が最大となるよう対応していることはむしろ評価できる。

【県の指導および助言】

- ・ 伐採収益等の長期計画との乖離の縮小に向けて、常に事業の改善や創意工夫に取り組み、収益性の高い木材の生産と販売によって更なる収益の向上に努めること。

大項目3 財務状況の改善に関する事項						
	小項目	分野	計画	実績	評価	達成率
	①分収割合の変更	収益	150ha	221ha	○	147%
	②不採算林の解約	収益	140ha	351ha	○	251%
	③契約期間の延長	収益	150ha	18ha	×	12%
	④償還財源（分収造林事業）	収益	18 百万円	69 百万円	○	383%
	⑤償還財源（分収育林事業）	収益	－	－	－	－%
	小項目の達成状況		3 項目／ 4 項目			
評価		「×」評価				

【公社自己評価】

- ・ 契約期限を間近に控えた交渉対象者が少なく、分収割合の変更、不採算林の解約に注力したため、契約期間の延長については計画を達成できなかったが、分収割合の変更、不採算林の解約については、時間をかけて交渉を続けてきた結果として計画を達成することができた。まだ同意いただけていない方が多数残っていることから、引き続き粘り強く交渉を行う。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 単年度ごとの評価では計画を達成できていないこともあるが、累計では大きく計画を達成している。もしくは、達成に近い状況もあり、そこまで悪い評価ではない。

【県の指導および助言】

- ・ これらの項目は、中期計画および長期経営計画の中核をなす重要な経営改善事項であることから、伐採に支障が生じないように、引き続き粘り強く交渉すること。

大項目4 組織体制の改善に関する事項						
	小項目	分野	計画	実績	評価	達成率
	①技術研修等の実施	森林・林業	6回	8回	○	133%
小項目の達成状況		1項目／1項目				
評価		「○」評価				

【公社自己評価】

- ・ 木材の生産・販売に関する知識や技術の習得、ICT分野に精通した人材の育成が必要なため、職員向けの技術研修の実施に努めた。
- ・ 今後の公社の健全経営のためにも、引き続き技術研修の実施に加え、情報や経験の継承に取り組むことで、より一層の職員の育成に努めるとともに、地域林業の牽引役としての役割を果たしていけるように努めていきたい。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ 今後も引き続き、この方向で進められたい。

【県の指導および助言】

- ・ 本県の林業施策と十分に連携を図り、木材の安定供給や伐採計画等の積極的な開示を通して林業従事者の雇用確保や人材育成を図るとともに、地域の木材需要へ対応するなど本県の森林・林業の活性化に資する役割を果たすこと。

大項目5 その他経営の改善に関し必要な事項						
	小 項 目	分野	計画	実績	評価	達成率
	①公社林におけるCO2吸収認証量	公益的機能	800t-CO2	1,080t-CO2	○	135%
	②企業等と連携した森林づくりの取組数	公益的機能	6件	7件	○	117%
	③J-クレジット認証量	公益的機能	600t-CO2	0t-CO2	×	0%
小項目の達成状況		2項目／3項目				
評 価		「×」評価				

【公社自己評価】

- ・ J-クレジット認証量のみ計画を達成することができなかった。これは、第1期審査費用支援が早期終了し、第2期に申請をしたことにより、令和6年度中の認証に至らなかったもの。今後は、早期申請に努める。

【参考（経営評価委員会意見）】

- ・ J-クレジット認証量については、申請時期を遅らせたことで計画が達成できなかっただけであり、実質的には計画を達成できていると理解している。今後も引き続き取り組みを進められたい。

【県の指導および助言】

- ・ 公社は地域の木材生産の核であり、本県の林業の成長産業化を牽引すべき存在であることを認識し、これまで公社が蓄積してきたノウハウを活用し、森林の抱える地域課題および社会的課題の解決を図りつつ、公社の公益的・公共的な役割の周知に努めること。
- ・ 企業の森林に対する関心や注目が高まっている一方で、人口減少、少子高齢化による森林の担い手不足が深刻な社会問題となっている現状を踏まえ、多様な主体が関わり森林を守る取組が広がるよう、公社としての企業連携に努めること。

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ア 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- イ 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ウ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

一般社団法人滋賀県造林公社の概要について

1 名称 一般社団法人滋賀県造林公社

2 設立年月日 昭和 40 年 4 月 1 日

3 設立の趣旨・目的

分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能等の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心して豊かな生活の確保、産業の発展等に寄与することを目的とする。

4 業務概要

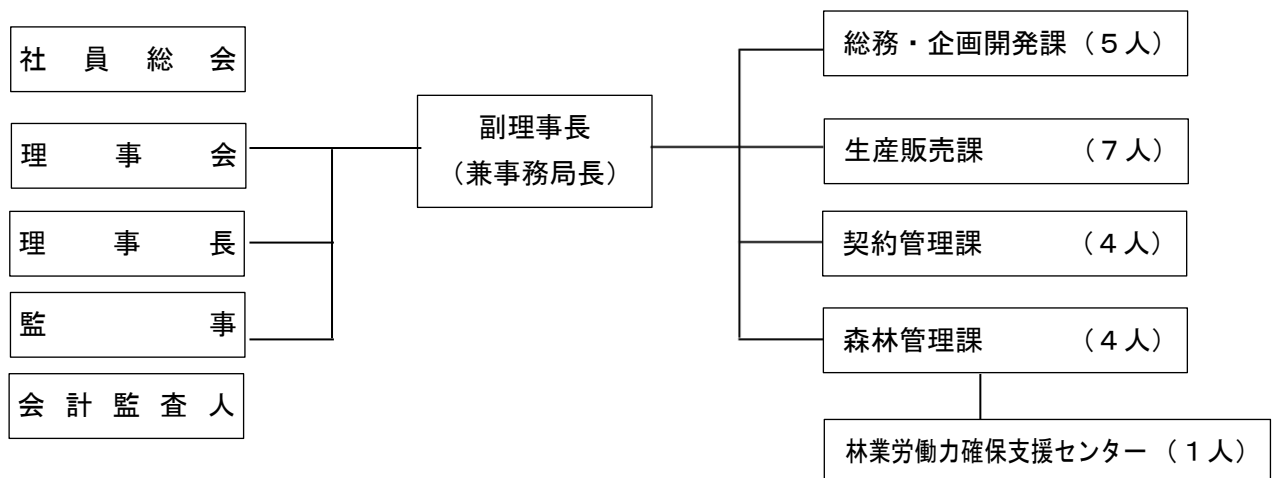
- (1) 分収造林事業および分収育林事業
- (2) 林業労働力の確保および育成に関する事業
- (3) 森林・林業に関する調査等の受託に関する事業

5 出資の状況（令和 6 年度末）

（単位：千円、％）

区分	出資額	構成比	区分	出資額	構成比
基本 財産等			滋賀県	18,000	83.3
			滋賀県内 13 市町	2,900	13.4
			滋賀県森林組合連合会	100	0.5
			兵庫県	600	2.8
			小計	21,600	100.0
	小計		合計	21,600	100.0

6 組織図



7 役員等（令和7年10月9日時点）

役職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	三日月 大造（滋賀県知事）	
副理事長	吉嶋 伸浩（一般社団法人滋賀県造林公社事務局長）	○
理事	井筒 信太郎（兵庫県企画部次長）	
理事	伊藤 治仁（長浜市産業観光部長）	
理事	岡田 眞男（東近江市農林水産部長）	
理事	荻 大陸（元成美大学教授）	
理事	坂野上 なお（京都大学講師）	
理事	土田 秀美（滋賀県林業研究グループ連絡協議会）	
理事	目片 佳子（滋賀県琵琶湖環境部次長）	
理事	吉野 信吾（高島市農林水産部長）	
監事	白井 稔（滋賀県会計管理者(兼)会計管理局長）	

8 所在地 大津市松本一丁目2番1号

令和7年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

法人名	一般社団法人滋賀県造林公社
-----	---------------

1 人員、県の人的関与の状況 (単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）				R5年度	R6年度	R5→R6増減			
				16	16				
②役員の状況				R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度		
評議員総数	評議員総数								
	うち県職員（特別職を含む。）								
	うち県退職職員（OB）								
理事総数	理事総数			10	10		10		
	うち県職員（特別職を含む。）			3	3		2		
	うち県退職職員（OB）						1		
	うち常勤役員数			1	1		1		
	うち県職員（特別職を含む。）			1	1				
	うち県退職職員（OB）						1		
監事総数	監事総数			1	1		1		
	うち県職員（特別職を含む。）			1	1		1		
	うち県退職職員（OB）								
	うち常勤監事数								
	うち県職員（特別職を含む。）								
	うち県退職職員（OB）								
報酬額・年齢	報酬額・年齢								
	常勤役員の平均年齢								
	常勤役員の平均報酬（年額）（千円）								
	役員の報酬総額（年額）（千円）			100	150	50			
③職員の状況				R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度		
職員総数	職員総数			22	21	△ 1	22		
	常勤職員	常勤職員		15	14	△ 1	15		
		プロパー職員	プロパー職員	4	4		4		
			うち県退職職員（OB）						
		県等からの派遣職員	県等からの派遣職員	10	10		10		
			うち県派遣職員	10	10		10		
		臨時・嘱託職員	臨時・嘱託職員	1		△ 1	1		
			うち県退職職員（OB）				1		
	非常勤職員	非常勤職員		7	7		7		
		うち県派遣職員							
		うち県退職職員（OB）		1	1				
プロパー職員の平均年齢			50.0	51.0	1.0	52.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）			7,001	7,533	532	6,818			
職員の給与総額（年額）（千円）			127,647	129,472	1,825	128,567			
プロパー職員の年代別職員数			10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和7年度当初実数)						2	1	1	4

2 県の財政的関与の状況 (単位：千円)

項 目			R5年度	R6年度	R5→R6増減	R7年度	備考 (R7内訳)
県からの 年間 収入額	補助金	事業費補助金	149,298	181,532	32,234	185,406	森林環境保全直接支援事業補助金 153,873 森林病害虫獣防除事業補助金 1,303 環境林整備事業補助金 30,030 林業労働力対策事業補助金 200
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料		10,809	2,653	△ 8,156	2,600	林業労働力・担い手確保事業委託 2,600
	その他		210,374	211,477	1,103	199,753	出資金 199,753
	合計		370,481	395,662	25,181	387,759	
年度末 残高	県からの借入金		18,248,084	18,124,674	△ 123,410		
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	中期経営改善計画については、毎年度、前年度の事業実績に対して、外部有識者で構成する経営評価委員会による意見を踏まえた経営評価を行い、この評価結果を踏まえ、事業や計画の見直し等に反映するPDCAサイクルによる進行管理を行っている。 令和6年度事業実績に対する経営評価では、経営改善に向けた取組について、21項目中16項目で計画を達成できた。今後、全ての項目で計画を達成できるよう取り組んでいく必要があると考えている。	中期経営改善計画については、長期経営計画に掲げられた経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を踏まえ、公益的機能の持続的な発揮に配慮しながら、木材生産等が実施されている。 また、毎年度、外部有識者の意見を踏まえて経営評価を実施し、計画の達成状況の評価や要因分析等を行い、適切に事業の進行管理がされている。 経営改善に向けた取組については、全ての項目で計画が達成されるよう努める必要がある。
		中期経営計画のみ策定している。					
	事業活動の社会情勢への適合性	年度目標のみ策定している。					
		策定していない。					
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
効率性	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。				中期経営改善計画に基づき、経費の節減に取り組んだ。今後も引き続き、事業費や管理費の削減に取り組んでいく。	事業費や管理費の節減に取り組むとともに、引き続き収益向上につながる取組に努める必要がある。
		活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。					
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。					
		活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定めていない。					
健全性	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。	○	○	○	平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		ニーズを把握するための手段を講じている。	○	○	○		
	経常費用に占める管理費の状況	具体的な取組はしていない。					
		管理費比率が2期連続で減少した。		○	○		
	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。	○				
健全性	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。	○	○		平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		経常収益が、当期は経常費用を上回った。					
	経常収益・費用の比率	経常収益が、当期は経常費用を下回った。			○		
		経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
	経常収益・費用の比率	経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。	○	○	○	平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		2期連続で改善した。					
	正味財産期末残高の状況	前期に比べ改善した。					
		前期に比べ悪化した。					
	正味財産期末残高の状況	2期連続で悪化した。					
健全性	累積欠損金の状況	2期連続で増加した。	○	○		平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		前期に比べ増加した。					
	累積欠損金の状況	前期に比べ減少した。					
		累積欠損金は、2期連続で減少した。					
	累積欠損金の状況	累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
健全性	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。	○	○	○	平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		流動比率は、当期は100%以上であった。					
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、当期は100%未満であった。					
		流動比率は、2期連続で100%未満であった。					
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%未満であった。					
健全性	借入金依存率の状況	当期末において借入金は無い。				平成19年11月に申し立てた特定調停は、平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより、多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益で弁済することとなった。令和6年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として、借入金依存率が上昇したが、解約する不採算林の資産額と同額の損失引当金(負債)を取り崩すことにより、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和6年度は中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期にわたって債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。
		2期連続で低下した。					
	借入金依存率の状況	前期に比べ低下した。					
		前期に比べ上昇した。					
	借入金依存率の状況	2期連続で上昇した。	○	○	○		

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R4	R5	R6		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない				公社に対する土地所有者との信頼関係の維持が必要なこと、また、公益的機能の持続的発揮に向けて、公社林を保全していく役割をしっかりと果たしていくためには、滋賀県の森林政策と一体的に進めることが重要なことから、現時点では、知事が理事長であることが望ましいと考えている。	土地所有者からの信用を保ち、事業の継続性を示す必要があることから、現時点においては、知事が理事長であることが望ましい。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している	○	○	○		
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない				公社プロパー職員の退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、県とも協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図っていく。	森林整備や木材生産等を通じて琵琶湖の水源林を保全するという公益的・公共的な役割を担うために必要な支援を行っていく。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。	○	○			
	県退職職員の就任状況	常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない	○	○	○		
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。					
	県財政支出の状況	常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度				過去最高の伐採収益であった令和5年度と比較すると、令和6年度は少し及ばなかったことや、補助金および出資金の増加により、経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。	事業の内容や経営状況を踏まえ、公社林の有する公益的機能の発揮と、伐採収益等の確保につながる取組に対して、必要な支援を行っていく。
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○		○		
	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期末において県の財政支出はない。					
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。					
透明性	情報公開規程の整備状況	経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。	○	○			
		経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。	○		○		
	情報公開の実施状況	経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。				広く県民に対して、公社の経営状況や外部有識者による経営評価結果等について、積極的に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き行っていく。	財務状況や経営評価結果、J-クレジットの取組状況等について、ホームページ等で情報発信されており、適切に情報開示されている。
		当期間中において県の短期貸付けはない	○	○	○		
	文書管理規程の整備状況	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。					
		県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。					
	文書管理の実施状況	県の短期貸し付けの額が前期と同額である。					
		県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。					
	会計専門家の関与状況	県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。					
		当期末において県の損失補償・債務保証はない	○	○	○		
	業務監査の実施状況	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。					
		県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。					
	業務監査の実施状況	県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。					
		県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。					

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	(森林整備) 環境林整備は計画を達成できなかったが、保育間伐、枝打および病害虫獣防除は計画を達成できた。 (木材の生産および販売) 伐採面積、木材生産量および伐採収益は計画を達成できた。	(森林整備) 公益的機能の持続的発揮に向け、現地の状況や条件を把握して森林整備を進めていく必要がある。 (木材の生産および販売) 伐採収益は計画を達成することができたが、引き続き木材需給や材価の動向を注視しながら、収益性の高い木材の生産と販売に取り組み、収益確保に努める必要がある。		
財務に関する事項	分収造林事業における伐採等に伴う償還財源の確保は計画を達成できた。 契約期間の延長は計画を達成できなかったが、分収割合の変更および不採算林の解約は計画を達成できた。	今後の交渉には困難が予想される。これらの項目は、経営改善に関する重要な項目であるため、伐採に支障が生じないよう、引き続き粘り強く交渉する必要がある。		
行政経営方針実施計画 に関する事項 ※実施計画は次頁参照	令和6年度においては、第3期中期経営改善計画に基づき、分収割合の変更等に引き続き粘り強く取り組むとともに、ウッドショックによる木材価格の高騰が落ち着いてきた中、ニーズに合わせた木材の生産や有利販売に努めるとともに、近年バイオマス発電用の燃料として需要が高まっている林地残材の積極的な販売を行った。 引き続き、公社一丸となって第3期中期経営改善計画の達成に向けて全力で取り組むとともに、令和7年度に策定予定の第4期中期経営改善計画の策定検討を進める。		公益的機能の持続的発揮に配慮した伐採および分収造林契約の変更の更なる推進に向け、公社への指導・助言を行うとともに、社会経済情勢の変化および公社の経営・財務状況ならびに、森林に求められる社会的なニーズを見据え、今後の公社が果たすべき役割や取組方針について検討を進める。	
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	・1【出資法人】令和6年度の木材生産量および伐採収益は、ともに実績(10,893㎡、82百万円)が計画(6,400㎡、22百万円)を上回った。 ・2【出資法人】令和6年度の方収割合の変更は、実績(221ha)が計画(150ha)を上回った。 ・3【出資法人】次期中期経営改善計画(期間：令和8年度～12年度)の策定に向けて、事業地林分調査を実施した。		4【県】令和5年度に受検した包括外部監査において、公社経営に関する課題を指摘されたことを踏まえ、外部有識者で組織する滋賀県分収造林事業あり方検討会において、分収造林事業のあり方についての検討が行われたところである。今後、検討会のとりまとめ結果を踏まえ、県の方針を定めた上で、公社に対し必要な助言・指導を行う。	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標	左の実績
	○木材生産量(分収造林事業) 令和4年度(2022年度) 6,600㎡／年 →令和7年度(2025年度) 9,100㎡／年 ○伐採収益(分収造林事業) 令和4年度(2022年度) 17百万円／年 →令和7年度(2025年度) 31百万円／年 ○分収造林契約における分収割合の変更 令和4年度から令和7年度(2022年度から2025年度)まで、毎年度150ha実施 ○次期(第4期)中期経営改善計画の策定 令和7年度(2025年度)策定	○木材生産量(分収造林事業) 令和6年度(2024年度) 10,893㎡／年 ○伐採収益(分収造林事業) 令和6年度(2024年度) 82百万円／年 ○分収造林契約における分収割合の変更 令和6年度(2024年度) 221ha ○次期(第4期)中期経営改善計画の策定 事業地林分調査の実施	○公社造林のあり方の検討 令和5年度～令和6年度 ○検討結果に基づく指導・助言 令和7年度	○造林公社のあり方検討 令和5年度～令和7年度 ○検討結果に基づく指導・助言

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応
総 合 所 見	中期経営改善計画の経営評価を実施したところ、経営改善に向けた取組項目ごとの評価においては、21項目中16項目で計画を達成できた。 森林整備に関する取組については、7項目中6項目で計画を達成できたが、「環境林整備」の項目のみ計画を達成できなかった。 木材の生産および販売に関する取組については、6項目中2項目で計画を達成できなかったが、最も重要な「伐採収益」の項目については、計画を大幅に上回り達成できた。 財務状況の改善に関する取組については、4項目中3項目で計画を達成できたが、「契約期間の延長」の項目のみ計画を達成できなかった。 これらについては、経営改善の成否を左右する重要な項目であることから、なお一層の工夫と努力を重ねる。 森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。 分収割合の変更等については、令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者に対して集中的に交渉を行うとともに、滋賀県分収造林事業あり方検討委員会の動向を注視し、土地所有者に丁寧に説明しながら、同意が得られるよう更改協議を行う。 木材の生産については、公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、架線による搬出の実施、A材・B材に加え小径材や獣害被害木等の林地残材の積極的な搬出等により、年間を通じた安定的な生産に努める。また、担い手対策として、林業事業体が計画的に事業に参画できるよう木材生産情報を早期に提供する。木材の販売については、滋賀県木材流通センターと連携し、価格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、収益性の高い販売に努める。 これらを推進するため、公社の組織体制の強化を図るとともに、公社職員はもとより林業事業体も含めた人材育成に取り組み、地域林業の牽引役としての役割を果たしていく。 第3期中期計画期間の最終年度を迎えるにあたり、計画達成に向けて全力で取り組みつつ、滋賀県分収造林事業あり方検討委員会の動向を注視しながら、計画策定検討を進める。	公社は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（以下「関与条例」という。）に基づき、中期経営改善計画の実施状況等に対する自己評価を行い、自己評価の結果を踏まえて事業等の改善につなげているところである。 公益的機能の持続的な発揮のためには、現地の状況や条件に応じて、計画的に森林整備を進めることが重要であり、また、更なる経営改善のためには、分収造林契約の変更や収益性の高い木材の生産・販売の一層の推進が必要となる。 県は、公社林が有する水源かん養機能などの公益的機能が将来にわたり発揮されるよう引き続き必要な支援を行うとともに、健全な経営が確保されるよう関与条例に基づき指導・助言を行っていく。 また、令和5年度に受検した包括外部監査において、公社経営に関する課題を指摘されたことを踏まえ、外部有識者で組織する滋賀県分収造林事業あり方検討会において、分収造林事業のあり方についての検討が行われたところである。今後、検討会のとりまとめ結果を踏まえ、県の方針を定めた上で、公社に対し必要な助言・指導を行う。

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

一般社団法人滋賀県造林公社ウェブサイトへのリンク <http://www.morimoribiwako.com/profile/03.html>

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

10 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部署名：琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)		当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を基に、公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立を目指して分収造林事業を実施している。引き続き、公益的機能の持続的発揮に配慮した伐採および分収造林契約の変更等を推進し経営改善に努める。また、社会経済情勢および公社の経営・財務状況ならびに CO ₂ の吸収・固定化など森林に求められる社会的ニーズを見据えながら、次期中期経営改善計画期間における公社が果たすべき役割や取組方針等について検討する。				
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目 標
1 水源かん養機能等の公益的機能の持続的発揮に配慮した伐採を行いつつ、木材の安定供給および伐採収益の確保を図る。【出資法人】		公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立				○木材生産量（分収造林事業） 令和4年度(2022年度) 6,600 m ³ /年 →令和7年度(2025年度) 9,100 m ³ /年
2 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめる。【出資法人】			契約更改の実施			○伐採収益（分収造林事業） 令和4年度(2022年度) 17 百万円/年 →令和7年度(2025年度) 31 百万円/年 ○分収造林契約における分収割合の変更 令和4年度から令和7年度(2022年度から2025年度)まで、毎年度 150ha 実施
3 次期（第4期）次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】				次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施	○次期（第4期）次期中期経営改善計画の策定 令和7年度(2025年度)策定
4 社会経済情勢や公社の経営状況等を踏まえながら、今後の公社の役割や取組方針等について検討し、次期中期経営改善計画の策定に向けた指導・助言を行う。【県】			公社造林のあり方の検討	検討結果に基づく指導・助言		※上記の目標は、令和2年度(2020年度)に策定された当法人の次期中期経営改善計画に基づく。 ○公社造林のあり方の検討 令和6年度(2024年度)公社造林のあり方の検討、取りまとめ
備考	「県からの長期貸付がある」、「法人の代表者に知事が就任している」 ※令和5年(2023年)3月時点					